

「オーガニックアクション宣言企業」登録要領

第1条 趣旨

この要領は、木更津市を人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組である「オーガニックなまちづくり」を実践していることを宣言する企業を、「オーガニックアクション宣言企業」として登録することについて、必要な事項を定める。

第2条 対象

この要領において、企業とは、木更津市内に本社・支店等の事業所があり、木更津市内において事業活動を行う者をいう。

第3条 登録基準

「オーガニックアクション宣言企業」として登録する企業は、次のいずれかの取組を実施している企業とする。

- (1)地域貢献活動に関する取組
- (2)産業支援活動に関する取組
- (3)自然環境保全活動に関する取組
- (4)労働環境改善に関する取組
- (5)上記(1)から(4)に含まれない、その他のオーガニックなまちづくりに関する取組

第4条 登録申請

登録を受けようとする企業は、「登録申請書」(別記様式第1号)を木更津市オーガニックシティプロジェクト推進協議会(以下、「推進協議会」という。)に提出するものとする。

第5条 登録・通知

推進協議会は、「登録申請書」の提出があり、第3条に定める登録基準を満たしている場合には、「登録通知書」(別記様式第2号)を交付するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する取組では、登録を行わないものとする。

- (1)通常の企業活動をするうえで、守らなければならない企業倫理である取組
- (2)通常の企業活動をするうえで、社会や環境に及ぼす影響について、責任を負わなければならない取組

(3)その他、推進協議会が不適当と認める取組

第6条 登録の変更

登録企業は、登録内容に変更があるときは、速やかに変更登録申請書（別記様式第3号）を推進協議会に提出するものとする。

第7条 登録の辞退

登録企業は、登録内容にかかる取組を実施しなくなったとき、または登録を辞退しようとするときは、速やかに辞退届出書（別記様式第4号）を推進協議会に提出するものとする。

第8条 登録の取消

推進協議会は、第3条に定める登録基準を満たさなくなったことが明らかになったとき、前条により登録を辞退したとき、及び登録企業として適当ではなくなつたと認められるときは、登録を取り消すことができるものとする。

第9条 登録の確認

推進協議会は、定期的または必要に応じて、登録企業の取組状況等について確認することができるものとする。

第10条 オーガニックアクションパートナーズへの登録

この要領に基づき、宣言企業として登録された場合、オーガニックアクションパートナーズの会員として自動的に登録されるものとする。

第11条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年3月28日から施行する。